

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 307 号）の公布による。

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
	<p><u>(指定地域密着型サービス事業者等の指定)</u></p> <p><u>第6条の2 次の各号に掲げる指定地域密着型サービス事業者等の指定は、第18条第1項に規定する立川市介護保険事業計画に基づき、市長が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、特例地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給について、効力を有し、指定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者</u></p> <p>(2) <u>法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者</u></p> <p>(3) <u>法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる事業者指定に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(指定地域密着型サービス事業者等への指定権限)</u></p> <p><u>第6条の3 市長は、前条第1項各号において指定したサービス事業者に対して、次の各号に掲げる指定権限を有する。</u></p> <p>(1) <u>法第78条の2第2項から第78条の7まで、第115条の12第2項から第115条の17まで及び第115条の22から第115条の27までに規定する指定及び指導監督権限に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第78条の9、第78条の10、第115条の18、第115条の19、第115条</u></p>

<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する保険料率は、平成30年度から平成32年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 81,144円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ ……略……</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 90,317円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ ……略……</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 105,840円</p> <p>ア 合計所得金額が3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>の28及び第115条の29に規定する勧告、措置命令、指定効力の停止、指定の取消しなどに關すること。</p> <p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する保険料率は、平成27年度から平成29年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 81,144円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ ……略……</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 90,317円</p> <p>ア 合計所得金額が1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ ……略……</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 105,840円</p> <p>ア 合計所得金額が2,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
---	--

<p>イ 略.....</p> <p>(9)～(14) 略.....</p> <p>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、29,636円とする。</u></p> <p>4及び5 略.....</p> <p>(保険料に関する申告等)</p> <p>第10条 略.....</p> <p>(普通徴収に係る納期等)</p> <p>第12条 略.....</p> <p>2 略.....</p> <p>3 前2項の規定により定められた各納期ごとの納付額に100円未満の端数があるとき、又は各納期の納付額が100円未満であるときは、その端数金額又はその各納期の納付額は、<u>全て最初の納期の納付額に合算するものとする。</u></p> <p>第28条 <u>前2条に規定する過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>2 <u>前2条に規定する過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。</u></p>	<p>イ 略.....</p> <p>(9)～(14) 略.....</p> <p>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、29,636円とする。</u></p> <p>4及び5 略.....</p> <p>(保険料に関する申告等)</p> <p>第10条 略.....</p> <p>2 <u>前項ただし書に規定する申告書の提出のない第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者については、市町村民税が課税されているものとみなして、第8条の規定を適用する。</u></p> <p>(普通徴収に係る納期等)</p> <p>第12条 略.....</p> <p>2 略.....</p> <p>3 前2項の規定により定められた各納期ごとの納付額に100円未満の端数があるとき、又は各納期の納付額が100円未満であるときは、その端数金額又はその各納期の納付額は、<u>すべて最初の納期の納付額に合算するものとする。</u></p> <p>第28条 <u>前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>2 <u>前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。</u></p>
---	---

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の立川市介護保険条例第8条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。